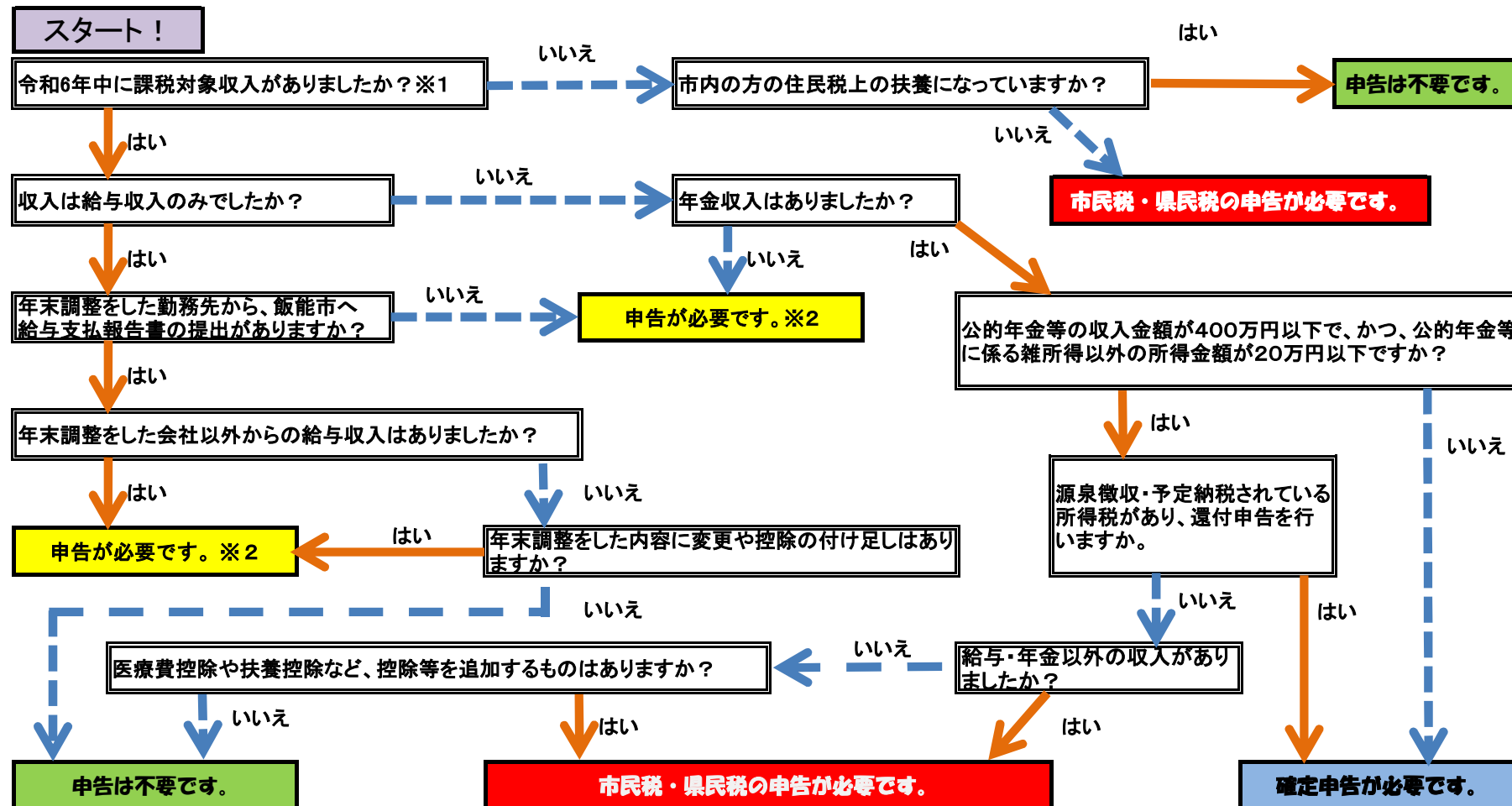


申告要否フローチャート

このフローチャートは、申告が必要かどうかの目安です。

市民税・県民税の申告は、国民健康保険税(料)をはじめ各種保険、手当等の算定・軽減・判定・各種証明書などの基礎資料となりますので、収入がない方も市民税・県民税の申告をしてください。



※1 遺族年金・障害年金・失業保険等は課税対象収入に含まれません。

※2 内容により、市民税・県民税の申告だけでなく、所得税の確定申告が必要になる場合があります。

主に次に掲げる方は確定申告が必要な方になります。

・営業・農業・不動産・雑などの所得合計額が所得控除(社会保険料控除・扶養控除など)の合計額より多い方

・給与所得者で、年収2,000万円を超える方

・2か所以上から給与の支払いを受けていて、年末調整されていない給与収入と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える方

・給与所得者で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方

・土地・建物・株式等を譲渡した方